

令和8年度若者ケアラー支援に関する大学教職員等向け研修事業業務委託における 企画提案募集要項

1 目的

大学教職員等に対し、若者ケアラー支援の必要性について情報共有を行うとともに、発見・把握のポイントや面談・相談時における若者ケアラー本人への寄り添い方、支援機関との連携等に関する理解を促すことで、若者ケアラーの早期発見・把握や支援機関との円滑な連携による適切な支援につなげることを目的とする。

2 委託業務の概要

(1) 委託業務名

令和8年度若者ケアラー支援に関する大学教職員等向け研修事業業務

(2) 委託業務の内容

別添の仕様書のとおり

(3) 履行期限

契約締結日から令和9年3月31日まで

(4) 委託料

1,548,000円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

3 応募資格

企画提案書を提出することのできる者は、次の項目の全てを満たす者とする。

(1) 過去5年（令和3年4月1日～令和8年3月31日）において、国や地方公共団体から受託した医療・福祉分野に係る事業の実績がある者

(2) 次のいずれにも該当しないこと

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定により、埼玉県における一般競争入札等の参加資格を有しない者

イ 会社更生法に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てをされた者

ウ 埼玉県から指名停止措置を受けた者

エ 法人税、法人県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税等納付すべき税金を滞納した者

オ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）に属した者

カ 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある者

4 提案書等の提出

受託希望者は、次の内容を記載した提案書等を提出すること。

なお、企画提案に必要な経費は提案者の負担とする。

(1) 提案書（様式任意、ただし様式1を鑑とすること）

①基本方針

本業務を実施する上での基本方針及び特に重要と考えるポイント等

②事業概要

- ・事業の具体的なスケジュール案
- ・研修内容（カリキュラム等）に係る提案
- ・研修の周知に係る提案

③本業務を運営管理していく際の管理・実施体制

(2) 業務実績調書（様式2）

令和3年度～令和7年度において、国や地方公共団体から受託した医療・福祉分野に係る事業の実績

(3) 法人概要（様式任意）

(4) 事業費等見積書（様式任意）

5 質問の受付及び回答

(1) 受付期限

令和8年3月27日（金）午後5時15分まで

(2) 提出方法

質問内容を質問票（様式3）に記載して電子メールで送付すること。

提出先のメールアドレスは、a3250-03@pref.saitama.lg.jpとする。

(3) 回答

質問者の法人名等を伏せた上で、令和8年3月30日（月）頃までに県ホームページに掲載する。

6 提案書等の提出方法等

(1) 提出方法

電子メールで提出すること。

提出先のメールアドレスは、a3250-03@pref.saitama.lg.jpとする。

データの容量が大きい場合は、ファイル転送サービスの活用もしくは分割送付すること。

また、提出後は、電話により到達の確認を行うこと。

（電話：048-830-3256）

(2) 提出期限

令和8年4月8日（水）午後5時15分まで

7 選考方法・結果通知

(1) 選考方法

公募型のプロポーザル方式とする。

ア 本委託業務を滞りなく完了するためには、受託者が高い業務遂行能力を有している必要がある。そのため、受託者の決定に当たっては、企画内容や事業経費の額のほか、事業者の経験や実績を含めて総合的に判断する。

イ 説明会は行わず、本募集要項及び仕様書に基づき実施する。

ウ 県は、審査委員会（以下、「委員会」という。）を設置し、提出された企画提案書及びその他提出書類に基づき、総合的に審査する。

エ 審査は書面審査のみとし、プレゼンテーション審査は実施しない。

オ 当該審査の結果、総合点が最も高かった提案者を委託先候補者として選定する。

(2) 審査委員からの質問

審査委員から企画提案書を提出した者に対して質問がある場合は、令和8年4月13日（月）を目途にメールにて個別に照会を実施する。2日後を目途とした指定された期日までにメールにて回答すること。

(3) 結果通知

委員会審査後、令和8年4月末を目途に文書にて通知する。

8 その他

企画提案に参加しようとする者が1者の場合は、事前に委員会で定めた基準点を満たしていれば委託先候補者として選定する。

9 委託契約

埼玉県財務規則等関係法令に基づき締結する。

10 問合せ先

埼玉県福祉部地域包括ケア課 地域包括ケア担当

電話：048-830-3256

e-mail：a3250-03@pref.saitama.lg.jp

11 その他留意事項

(1) 提出書類は、本業務の委託先候補者の選定以外の目的に使用しない。ただし、埼玉

県情報公開条例に基づき公開する場合がある。

- (2) 提出期限を過ぎて提出された応募書類は無効とする。また、提出後の差替え及び再提出は認めない。ただし、委託者の指示による場合はこの限りではない。
- (3) 提案書等の提出後に参加を辞退する場合は、速やかに埼玉県福祉部地域包括ケア課にメールにて連絡すること。
- (4) 業務委託契約に当たっては、選定された企画提案内容を直ちに契約内容とするのではなく、採用された提案者の提案内容を踏まえて協議・調整を行った上で契約を締結する。その際、提案内容を一部変更する場合がある。
- (5) 業務委託契約に当たっては、埼玉県との契約実績等により契約保証金が必要になる場合がある。